



新型コロナウイルスの影響を受け  
困難を抱える市民を支援する団体に対して

令和3年度も

# 市民活動支援金

を交付します！

## 市民活動支援金とは？

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、地域で増加することが考えられる福祉・教育・子育てなどの地域課題に対して取り組み、困難を抱える市民を支援する活動に対して、支援金をお渡しします

## 支援額

1団体あたり **10万円**（上限額）

### 【支援対象経費】

対象費目	内容（例）
報償費・賃金	外部の専門家等に支払う謝礼や一時的な雇い入れなど
旅費	事業を実施するために必要な交通費など
消耗品費	新型コロナウイルス感染予防に必要な消毒液、マスクや事業実施に直接必要な事務消耗品購入費など ※消耗品とは、1品当たり3万円未満の物品をいいます
食糧費	食材購入費など
印刷製本費	チラシの印刷費など
通信運搬費	郵便代、宅配便代、Wifi使用料など
使用料・賃借料	パソコン等器具リース料など
保険料	事業実施に直接必要な活動保険料など
委託費	チラシデザインの作成等を外注する費用など ※対象経費総額の3分の1以内に収めてください
手数料	銀行への振込手数料など
光熱水費	調理に必要なプロパンガス代など
人件費	市民活動団体の通常業務の範囲外または時間外に実施する際に必要となる人件費など

※希望する場合は、支援金交付額の1/2を活動開始前にお渡しすることも可能です

※備品購入費は対象経費となりませんので、ご注意ください

## 対象となる団体

岡山市内に活動拠点を置く非営利の市民活動団体であり、令和3年4月1日時点で次の①または②を満たす団体

- ①「岡山ESDプロジェクト」参加団体、または「つながる協働ひろば・団体検索サイト」に登録している市民活動団体
- ②1年以上継続して活動している市民活動団体

注) 民間企業、政治団体、宗教団体等は対象外といたします

裏面に続きます

# 対象となる市民活動とは？

次の①～③すべてを満たす市民活動を対象とします

- ① 新型コロナウイルス感染症に関連する地域課題に取り組む活動
- ② 感染症予防を徹底した上での活動
- ③ 令和3年4月1日から令和3年12月31日までの活動

申請に当たっては、必ず事前にご相談ください

## 令和2年度活動例

### 活動例1

子どもやその保護者、学生、高齢者など、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市民に対して相談や交流ができる居場所（カフェ）を開いた



### POINT

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市民への支援活動の実施  
※感染症対策が必須

### 活動例2

学校の休校やアルバイトができない等の影響を受けている学生や外国人留学生に対して、困りごと等の相談対応や食事を提供した



### POINT

新型コロナウイルス感染症により経済的・精神的に影響を受けた学生や留学生への支援  
※困窮している市民への物資提供

### 活動例3

町内でZOOM学習会を行うとともに、帰省ができない遠方家族との交流支援を行った



### POINT

感染症拡大防止のため、対面によらない活動の実施  
※研修会の開催のみは対象となりません

## 申請書類・提出先

以下の書類を郵送または持参でご提出ください

1. 補助金等交付申請書（様式1）
2. 活動計画書（様式9）
3. 事業活動収支予算書（様式10）
4. 団体概要書（様式11）
5. 振込先の通帳の写し
6. 債権者登録申請書
7. その他必要と認めるもの

※申請用紙は「つながる協働ひろば」でダウンロードできます



### 【申請期間】

**令和3年4月1日～令和3年12月28日**

### 【提出先・お問い合わせ先】

住所：700-8544 岡山市北区大供1丁目1番1号  
岡山市市民協働企画総務課市民活動支援室  
連絡先：Tel 086-803-1061 / FAX 086-803-1872  
受付時間：平日8:30～17:15（土日祝除く）  
メールアドレス：kyoudou@city.okayama.lg.jp